

第38回 東通村子ど

＜上演演目＞

1. 座敷番楽
(大利子ども会)
2. つきあげ
(岩屋子ども会)
3. 番楽
(蒲野沢子ども会)
4. 越中小原節
(石持子ども会)
5. もちつき踊り
(小田野沢子ども会)
6. じよんがら
(大利子ども会)
7. 信夫
(白糠子ども会)
8. 三番
(入口子ども会)
9. もちつき
(白糠子ども会)
10. 拾番切
(岩屋子ども会)
11. つきあげ三番叟
(小田野沢子ども会)
12. 鞍馬
(岩屋子ども会)



東通村教育大綱が決定されました

教育大綱とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、同法第1条の3第1項の規定に基づき、平成27年4月1日から地方公共団体の長に策定が義務付けられたものです。

教育大綱の内容は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

東通村教育大綱の策定は、村長と村教育委員会による「総合教育会議」において協議・調整を行ったところ、教育委員会で平成27年11月に決定した「東通村教育振興基本計画」が村長の教育に関する方向性と一致しているとの結論に至り、平成28年2月5日に村長が、「東通村教育振興基本計画」を「東通村教育大綱」に代えることを決定いたしました。

なお、「東通村教育振興基本計画」の内容については、村ホームページをご覧ください。

(ホームページアドレス) <http://www.vill.higashidoori.lg.jp/>

＜お問合せ先＞東通村経営企画課 地域戦略グループ ☎ 27-2111 (内線222)